

最高裁秘書第2339号

令和6年9月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

8月17日付け（同月20日受付、第060218号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示請求書写し記載のとおり

2 開示しないこととした理由

1の文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

司法行政文書開示請求書

令和6年8月17日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル2・3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話: 06-6364-8525(午前11時以降にかけてください。)

FAX: 06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

- ①司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて(令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡)(決裁票付)を作成した際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長が委員として参加している、法務省の「民事判決情報データベース化検討会」(令和4年10月14日第1回会議が開催され、令和6年7月29日に報告書の取りまとめ(末尾26頁において「法人の名称や所在地については、事業の規模を問わず、一律に仮名処理を不要とすべきである。」と書いてあるもの)があった。)における検討内容をどのように考慮したかが分かる文書
②司法行政文書の開示手続における事件番号の取扱いについて(令和6年1月30日付の最高裁秘書課参事官の事務連絡)(決裁票付)を作成する際、最高裁判所事務総局民事局第一課長及び最高裁判所事務総局総務局第一課長がどのような意見を述べたかが分かる文書

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

